

地域未来投資促進法にかかる加古川市 基本計画が国の同意を得ました！

地域未来投資促進法にかかる加古川市基本計画について、平成30年12月21日付で国の同意を得ました！

加古川市基本計画に基づき、「**地域経済牽引事業計画**」を策定し、**兵庫県の承認を得ること**で、**国の様々な支援を活用することができます。**

活用できる主な国の支援制度

設備投資

先進的な事業に必要な設備投資に対して減税します。
税額控除や特別償却により、設備投資を行った**初年度の法人税等の負担を軽減**できます。（税の特例）

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※総投資額2,000万円以上となる事業が対象です。

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は各事業者100億円を限度とします。

※前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が対象です。

※先進的な事業についての確認は国が別途行うこととなります。

金融支援

・日本政策金融公庫による**長期（設備資金20年以内、運転資金7年以内）かつ固定金利**での融資

専門家活用

・**海外市場にも強い専門家**(グローバル・コーディネーター(※))等が、成長分野に進出するため**事業化戦略や販路開拓のアドバイス**します。

【地域中核企業創出・支援事業との連携】

※アクセンチュア株式会社 取締役相談役 程 近智氏

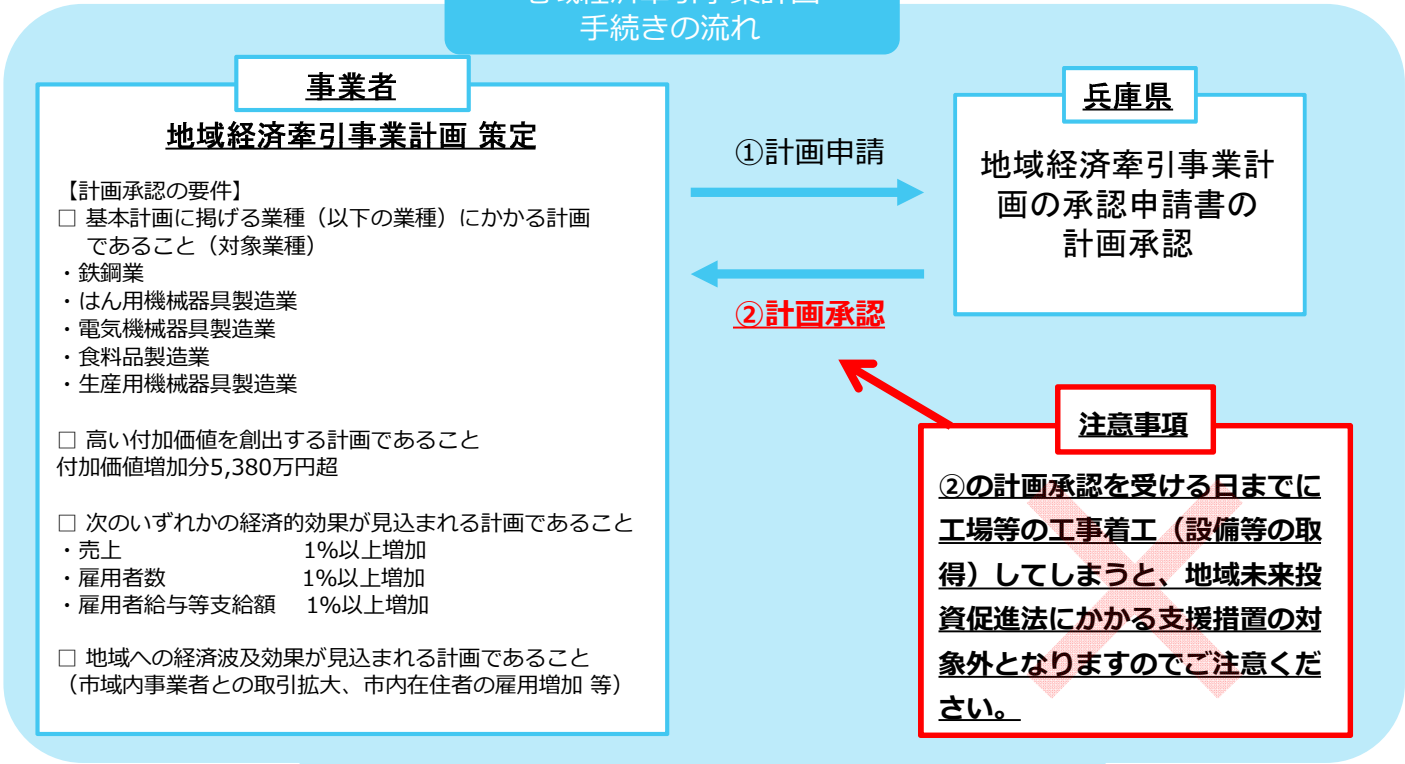
株式会社ローランド・ベルガー エグゼクティブ アドバイザー 森 健氏 等

その他

- ・**特許料**(中小企業者の場合)、**地域団体商標の登録料等の減免**ができます。
- ・**固定資産税の減免**について、**生産性向上特別措置法**にかかる**減免措置**もご検討ください。

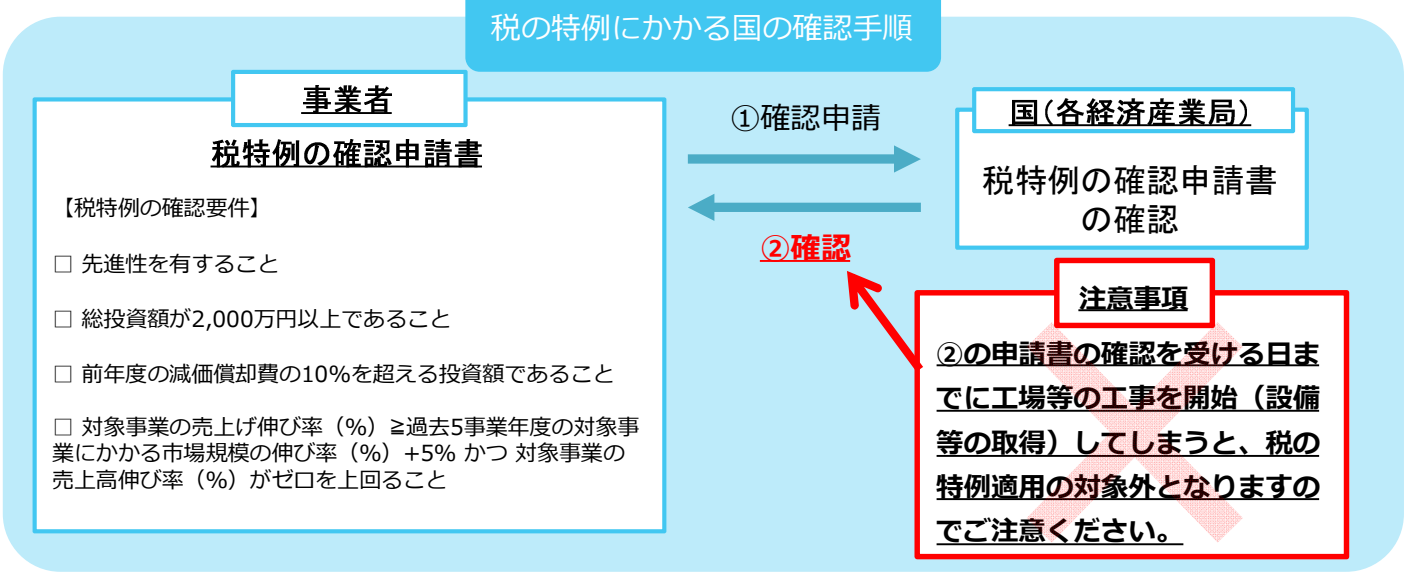
支援を受けるためには、事業者の皆様が作成する「**地域経済牽引事業計画**」について、**兵庫県の承認を受ける必要があります**。また、**税の特例**については、**地域経済牽引事業計画の承認とは別に、国の確認が必要**となります。**手続きの流れは裏面をご覧ください。**

地域経済牽引事業計画
手続きの流れ



※税の特例を活用する場合は、国の確認を受ける必要があります。

税の特例にかかる国の確認手順



※税の特例適用に当たっては、法人税法等関係法令・通達を確認し、事前に最寄りの税務署に確認してください。

※国の確認には一定のスケジュールがあります。詳しくは経済産業省HPをご確認ください。

上記手続きの完了には、**一定の期間が必要となります**。制度活用をご検討の際には**お早めに下記の間合せ先にご相談ください**。

お問合せ先

地域経済牽引事業
計画に関すること
兵庫県産業労働部産業振興局
産業立地室
TEL：078-362-4154（直通）

法人税減免等の支援
施策に関すること
近畿経済産業局 地域経済部
地域開発室
TEL：06-6966-6012（直通）

基本計画に関すること
加古川市産業経済部産業振興課
TEL：079-427-9235（直通）